

原村特別職報酬等審議会 会長 様

原村長 牛山 貴広

特別職の報酬額の改定について（諮問）

原村特別職報酬等審議会条例（平成 27 年条例第 18 号）第 2 条の規定により、村議会議員の議員報酬の額並びに特別職の職員の報酬及び給料の額の改定について、貴審議会の意見を求めます。

記

1 村議会議員の議員報酬の額について

（1）議員の報酬額

区分	現行（月額）	諮問（月額）	改定額
議長	259,000 円	円	白紙諮問
副議長	201,000 円	円	白紙諮問
常任委員長及び 議会運営委員長	194,000 円	円	白紙諮問
議員	183,000 円	円	白紙諮問

（2）改正期日

令和 8 年 5 月 1 日

2 村長、副村長及び教育長の給料の額について

区分	現行（月額）	諮問（月額）	改定額
村長	703,000 円	737,000 円	34,000
副村長	588,000 円	597,000 円	9,000
教育長	516,000 円	550,000 円	34,000

(2) 改正期日

令和8年4月1日

3 非常勤特別職の報酬の額について

(1) 非常勤特別職の報酬額

職名		現行	諮問	改定額
教育委員会	教育長職務代理者	月 23,800 円	月 23,800 円	据置き
	委員	月 21,600 円	月 21,600 円	据置き
農業委員会	会長	月 29,700 円	月 29,700 円	据置き
	職務代理	月 21,900 円	月 21,900 円	据置き
	委員	月 21,500 円	月 21,500 円	据置き
	農地利用最適化推進委員	月 21,500 円	月 21,500 円	据置き
選挙管理委員会	委員長	月 17,500 円	月 17,500 円	据置き
	委員	月 15,000 円	月 15,000 円	据置き
監査委員	議会選出	月 20,200 円	月 20,200 円	据置き
	識見を有する者	月 33,100 円	月 33,100 円	据置き
福祉委員協議会	会長	年 130,000 円	年 130,000 円	据置き
	副会長	年 105,000 円	年 105,000 円	据置き
	委員	年 103,000 円	年 103,000 円	据置き
消防団	団長	年 214,000 円	年 214,000 円	据置き
	副団長	年 144,000 円	年 144,000 円	据置き
	分団長	年 101,000 円	年 101,000 円	据置き
	副分団長	年 63,700 円	年 63,700 円	据置き
	ラッパ長	年 60,200 円	年 60,200 円	据置き
	副ラッパ長	年 47,800 円	年 47,800 円	据置き
	班長	年 47,800 円	年 47,800 円	据置き
	団員	年 36,500 円	年 36,500 円	据置き
上記以外の非常勤特別職	会長又は委員長	日 6,300 円	日 6,300 円	据置き
	委員	日 6,000 円	日 6,000 円	据置き

(2) 消防団員の出動報酬（据置き）

消防団員が災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）、警戒、訓練等の職務に従事したときは、この表に定める報酬のほか、次の各号に掲げる職務に応じて、当該各号に定める額を出動報酬として支給するもの。

(1) 災害の場合 1日につき 8,000 円（1日当たりの従事時間が4時間未満の場合
は、4,000 円）

(2) 団長の命による警戒又は訓練等の場合 1回につき 1,000 円以内で、村長が
定める額

4 諮問の要旨

本村特別職の報酬等の額については、複雑、高度化する職務の内容及びその職責、他の地方公共団体の状況、社会経済情勢の変化などを踏まえ、適宜適切に原村特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）において議論いただくべきものであります。

現在の村議会議員の議員報酬並びに村長、副村長及び教育長の給料の額については、令和4年10月に審議会を開催し、当時の新型コロナウイルス感染症禍の厳しい経済状況における住民感情等を考慮し、据え置きとしたところであります。

国においては、本年の人事院勧告に基づき、一般職員の給与について平均3.3%の引上げ改定、期末・勤勉手当の支給月数の0.05月の引上げが行われ、本村においてもこれに準じ、一般職員の給与及び期末・勤勉手当、議員及び常勤特別職の期末手当の改定を実施しております。こうした本村を取り巻く社会経済状況等を踏まえ、村議会議員の議員報酬並びに村長、副村長及び教育長の給料のあるべき水準について、村民の理解が得られるものとするために本審議会に諮問するものであります。

また、非常勤特別職の報酬額については、令和4年10月の審議会において消防団員の報酬額及び出動報酬の創設について審議を頂き、その答申内容を尊重し増額改定を実施したところであります。ついては、それ以降の社会経済状況等を踏まえ本審議会に諮問するものであります。